

「いじめ」対応マニュアル

1 いじめ問題に対応する基本方針

いじめを要因とする児童・生徒の自殺報道が後を絶たない昨今、その子どもたちや保護者の辛さや悲しみは、私たちの想像を絶するものに違いありません。

いじめは、命や人権に関わる問題であり、人権尊重の精神をうたっている学校で、このような事態が起こっていることが非常に残念でなりません。

私たち一宮北小学校教職員は、教育に携わるものとして、すべての児童が互いに人権を大切にし、生き生きとした学校生活を送れるよう力を尽くさねばならないのです。

一宮北小学校の児童が絶対にいじめの被害者や加害者になることのないよう、教職員一人ひとりが大きな職責を負っていることを今ここで再確認し、すべての児童が楽しく学校生活を送るため、一宮北小版「いじめ」対応マニュアルを制定し、どんな小さな子どもの変化を見逃さないように全教職員が情報を共有するなかで、早期発見・早期対応に努めるものである。

2 「いじめ」の定義 ◎～被害者の視点で問題を捉える～

★当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃
① ②
を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校内外を問わない。

①：「一定の人間関係のある者」とは、例えば同じ学校・学級、当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人間関係のある者のこと

②「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

また、「物理的攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることも含む。

3 取組の実際

【教師の実践】

(1) いじめの早期発見・対応に努める。

- ・職員会議毎に、児童を語る会を開催し、気になる児童の把握と共通認識を図る
- ・生活アンケートを状況に合わせてテストを実施する
- ・日常の子どもへの目配り気配り
 - ◆児童の様子を注意深く観察

いじめ発見チェックリスト

一日の様子から	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、なくなったりする <input type="checkbox"/> 掲示物や机等に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> 机を付けるのを嫌がられる <input type="checkbox"/> 不必要なお金や物を学校に持ってきている <input type="checkbox"/> 失敗した時の周りからの反応がきつい <input type="checkbox"/> 服が汚れていることが多い <input type="checkbox"/> 表情がさえない等の変化がある <input type="checkbox"/> 持ち物の色や品物が友だちとそろっていることにこだわる
授業中・休み時間	<input type="checkbox"/> 発言や行動を、冷やかされたり、からかわれたりする <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである <input type="checkbox"/> 忘れ物が増えたり、成績が下がる <input type="checkbox"/> 一人であることが多くなる 他の教室への出入りが増える <input type="checkbox"/> 用もなく職員室に来たり、先生から離れない <input type="checkbox"/> プロレスごっこのような遊びで、いつも技をかけられる <input type="checkbox"/> 鬼ごっこで常に鬼だったり、鬼に全くねらわれない <input type="checkbox"/> 友だち関係の中での呼ばれ方に変化がある（呼び捨てなど）
給食清掃時	<input type="checkbox"/> 児童が配膳すると嫌がられる <input type="checkbox"/> 不人気なおかずを多く盛られる <input type="checkbox"/> 清掃時、その子の机やいすが運ばれず、放置してある <input type="checkbox"/> いつも皆の嫌がる仕事をさせられている

- ◆ 月3日以上欠席する児童の把握（月曜連続欠席も要注意！）
- ◆ 些細なことでも情報交換（まじめな雑談の奨励）
- ◆ 児童に関する情報は・・・生徒指導窓口→教 頭 →校 長へ速やかに
- ◆ 必要な情報は常に全教職員で共有

- (2) 把握した気がかりな児童には、生徒指導担当・担任の複数で教育相談を行い、教職員全体で注意深く観察を続ける。
- (3) 軽微な問題行動も、将来的にいじめに発展する可能性があるとの認識の下、個別指導及び学級指導・全体指導を行う。
- (4) 人権教育年間指導計画及び道徳年間指導計画に自他の人権に関する事項及び生命の尊厳についての項目をいれ、取組を確実に進行。

【児童の実践(教師指導の下)】

(1) 終わりの会の充実

- ◆ 一日を振り返り反省を出し合い、自他の生活の改善について手立てを考える。
(児童自身による自浄作用が働くことを目指して)
- ◆ 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
(不合理に気づく感性を育てる)

(2) 学級活動の活性化

- ◆ 子どもたちで問題点を出して、解決のための手だてを考えていく。
(終わりの会で培った自治能力の検証の場)
- ◆ 共に喜びを共感できる学級活動を児童自ら立案し、実行する。
(自らの考えを出し、他者の意見とあえてぶつけることで、社会性を養う)
- ◆ 様々な思いを交流させる中で必ず互いの良さを認め合う活動を取り入れる。

(3) お互いを尊重しあう環境作り

- ◆ 各行事等の後、振り返りの時間を確保し、互いの頑張りや良さを認め合う。
- ◆ 名前の呼び捨てを無くし、お互いを尊重する環境作りをする。

児童会の取組みと各学年での取組みを同調して学級指導を行う

【家庭での実践(家庭との連携の下)】

解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちにかかるストレスを取り除いていく必要がある。よって、いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

(1) 家庭で子どもの様子が気がかりなときは即座に学校へ報告を願う。

(4月のPTA総会でマニュアルを説明し、協力体制をつくる)

(2) いじめに発展しそうな事案は、必ず双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞いてもらい、学校・家庭が協力して同一歩調でいじめの解決に向けての指導を行う。

4 一宮北小「いじめ」対策委員会の設置

*「いじめ」対策委員会を校務分掌に位置づけ、いじめの未然防止及び発生時の対応、さらに日頃からの指導の方策について協議する。

「いじめ」対策委員会メンバー

校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・該当学年担任・その他事象に応じて

*職員会での子ども研究の他、必要時に適宜開催する

「いじめ」対策委員会の取組み

	「いじめ」対策委員会の取組み	その他、全教職員での取組み
一 学 期	<p>4 ・「いじめ」対応マニュアルの検討 (宍粟市いじめ対応マニュアルを照らし合わせて)</p> <p>5 ・望ましい集団づくりのための取組み検討</p> <p>6 ・保護者への方針説明(PTA 総会)</p> <p>7 ・1学期の取組み反省と2学期以降の取組み検討</p>	<p>・「いじめ」対応マニュアルの共通認識</p> <p>・1学期中は、統合による児童の心の動揺も大きいと考え、月に一度、生活アンケートを実施分析 → 対応</p> <p>・職員会の最後の議題として、「児童を語る会」を開催</p> <p>・中学校と連携した生徒指導に関する話し合いを企画</p>
二 学 期	<p>9</p> <p>10 ・オープンスクール中の人権学習についての内容検討</p> <p>11</p> <p>12 ・2学期の取組み反省と3学期以降の取組み検討</p>	<p>・夏休み中の児童の様子について情報交換(職員会)</p> <p>・9月と11月に生活アンケート実施 → 分析 → 対応</p> <p>・全校一斉人権教育実施(オープンスクール中)</p>
三 学 期	<p>1 ・学校評価を下にした指導法の改善の検討</p> <p>2 ・3学期の取組み反省と来年度の取組みの検討(マニュアル改訂)</p>	<p>・冬休みの児童の様子についての情報交換(職員会)</p> <p>・1月に生活アンケート実施 1年の総括を学校評価に</p>

いじめ等問題行動に係る関係機関

◎宍粟市教育委員会(学校教育課) 担当(世良指導主事)	63-3118
◎宍粟警察生活安全課	62-0110
◎姫路こども家庭センター	079-297-1261
◎宍粟市役所社会福祉課	63-3067

一宮北小「いじめ」対応マニュアル

【いじめを認識したらどうする？】

